

公益財団法人宮城県体育協会役員等の費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会（以下「この法人」という。）定款第19条（評議員に対する報酬等）及び第34条（役員等の報酬等）の規定に基づき、この法人の評議員及び役員（理事及び監事）及び顧問等（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

2 顧問等とは、定款第41条の規定による名誉会長、顧問及び参与をいう。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程（職員旅費支給規程に準ずる。以下この条について同じ。）に基づき、旅費（交通費、宿泊料（食事料金を含む。））を支給する。

ただし、職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、この法人の旅費規程に基づき交通費（以下「交通費」という。）のみの支給とする。

2 前項ただし書きの規定に係わらず、常勤役員については、交通費を支給しない。

3 評議員、顧問等については、原則として費用弁償を行わない。

4 評議員、顧問等が専門委員会の委員に就任し、専門委員会に出席したとき、及び当法人で認めたその他の会議に出席したときは、交通費を支給する。

5 役員等が、前各項と同一の目的で他の団体から費用弁償を受ける場合には、費用弁償を行わない。

(支給方法)

第3条 前条の交通費は、役員等が、前条の会議に出席する都度、現金により支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の議決を経て代表理事（会長）が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

費用弁償支給基準表

区 分		常勤役員	非常勤役員	旅 費	交通費								
					評議員会		理事会		専門委員会		その他の会議		
					常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
役員等	評議員	/	○	×	/	×	/	×	/	○	/	○	
	役員	理事	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○
		監事	/	○	○	/	○	/	○	/	○	/	○
	顧問等	名誉会長	/	○	×	/	×	/	×	/	○	/	○
		顧問	/	○	×	/	×	/	×	/	○	/	○
		参与	/	○	×	/	×	/	×	/	○	/	○

※ 役員等が、第2条第1項から第4項までと同一の目的で他の団体から費用弁償を受けた場合には、費用弁償を行わない。